

5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

道経営力強化

取扱細目

1 融資対象について

信用保証協会の経営力強化保証の対象となる中小企業者等とは、取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関（※）の支援を受けつつ、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等であること。

（※）取扱金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる取扱金融機関単独で中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本貸付を利用することができる。

2 認定経営革新等支援機関について

認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法第26条第2項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた者をいう。

3 経営改善計画書について

経営改善計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策。
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画。

4 取扱金融機関の責務等について

本貸付の取扱に係る金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の「経営力強化保証制度要綱」に定めるとおりとする。